

# 議案第十六号

三朝町条例第

号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次の通りに改正する。

第三十条第二項を次のように改める。

2 量水器を使用しない水道については、別表第二に定める料金を八月と二月の二回に分割してこれを徴収する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第三条関係）」に改め、

三軒屋 〃 三軒屋 〃 の次に 一 福本 〃 福本 〃 を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二十八条関係）

料金表

口径	基本水量	基本料金	超過料金一立方メートルにつき	備考
一三〇	八立方メートル	一七〇円	二五円	
一〇〇	一五	五〇〇	三〇	
七五	二五	八〇〇	三〇	
五〇	三〇	一、〇〇〇	三〇	
四〇	四〇	一、五〇〇	三〇	
三〇	五〇	二、〇〇〇	三〇	
二五	七五	三、〇〇〇	三〇	
二〇	一五〇	五、〇〇〇	三〇	

量水器を使用しない水道の料金

単位簡易水道等の使用者一戸につき、  
 年額一七〇〇円に、当該年度の起償  
 還額を当該施設の使用戸数で除して得  
 た額を加算した額

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第三十三条関係）」に改め、

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。  
 ただし、改正後の別表第二の口径による使用料の規定は、昭和五十年五月分の使用料金から適用する。

附 則

量水器使用料一個一か月につき	
口 径	金 額
一三 ミリ トル	五〇円
二〇	七五
二五	九〇
三〇	一二〇
四〇	一七〇
五〇	六五〇
六五	七〇〇
七五	七九〇
一〇〇	〇〇〇

を

量水器使用料一個一か月につき	
口 径	金 額
一三 ミリ トル	八〇円
二〇	一六〇
二五	二〇〇
三〇	二五〇
四〇	四〇〇
五〇	一、一〇〇
六五	二、一〇〇
七五	二、五〇〇
一〇〇	三、五〇〇

に改める。